

平成22年4月からの健康保険標準報酬月額の改定について

当健康保険組合の全被保険者の報酬月額を平均した額が平成21年9月末で340,000円になりましたので平成22年4月からの標準報酬月額は下記のとおりとなり、任意継続される際の上限は月額340千円に変わります。

但し、標準報酬月額の改定される方は、退職時の月額が360千円以上です。

任意継続被保険者の保険料については退職時の標準報酬月額と当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額と比較していずれか低い月額で決定されます。

記

標準報酬月額を改定する年月 平成22年4月

改定後		改定前	
<u>標準報酬月額</u>	<u>340千円</u>	<u>標準報酬月額</u>	<u>360千円</u>
標準報酬日額	11,330円	標準報酬日額	12,000円
一般保険料額	23,460円	一般保険料額	24,840円
※ 介護保険料額	<u>3,740円</u>	※ 介護保険料額	<u>3,960円</u>

(※介護保険料は、40才以上～65才未満の方が該当されます)

* 22年度の一般保険料ならびに介護保険料の料率については変更ございません。